

～あなたのお住まいは 大丈夫ですか？～

東京都内においては、首都直下地震などの大規模な地震が今後30年以内に約70%の確立で発生すると推定されております。

このような大地震からご自身や家族の命、財産を守れるよう、そして地震発生後もわが家での暮らしを維持できるよう、あらかじめ耐震診断により建物の安全性を確認するとともに、必要に応じ耐震改修等を行っていただくことが重要です。

大地震に備え、お住いの耐震性について今一度確認をお願いします。



過去の大地震による建物の被害状況

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者数の約9割が建築物に起因するものであり、昭和56年5月31日より前の基準で建築され、耐震性が不足していたと考えられる旧耐震基準の建築物に多くの被害が確認されています。

また、平成28年の熊本地震や令和6年の能登半島地震においては、昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前の基準で建てられた新耐震基準の木造住宅(在来軸組工法・2階建て以下)でも、倒壊や大破などの被害が確認されています。

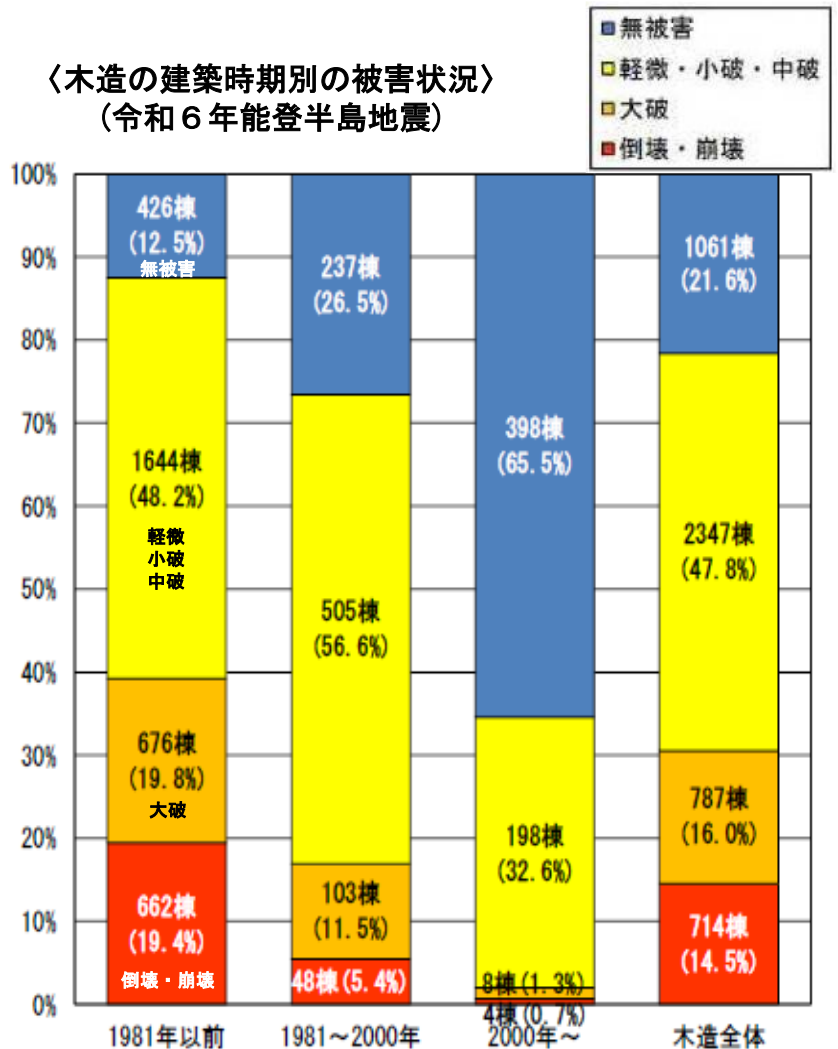


熊本地震における建物被害状況



能登半島地震における建物被害状況

〈木造の建築時期別の被害状況〉 (令和6年能登半島地震)



出典：令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会
中間とりまとめ（令和6年11月）

耐震診断について

まず、お住まいの耐震性を評価する耐震診断を受けましょう。

診断は、建築士等の専門家が実施します。

費用の目安は、木造住宅で10～20万円程度です。

診断結果は、木造住宅であれば「lw値」、鉄骨やRC造住宅

であれば「ls値」という数値で表されます。



木造住宅

「lw値」	判定
0.7未満	倒壊する可能性が高い
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
1.5以上	倒壊しない

鉄骨・RC造等住宅

「ls値」	判定
0.3未満	倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
0.3以上～0.6未満	倒壊し、又は崩壊する危険性がある
0.6以上	倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

【参考】ご自身でできる簡易診断



●昭和56年5月31日以前
に建てられた木造住宅



(一財)日本建築防災協会
「誰でもできるわが家の耐震診断」

●昭和56年6月から平成12年5月まで
に建てられた木造住宅



(一財)日本建築防災協会
「木造住宅の耐震性能チェック」
(所有者等による検証)

耐震改修について



耐震改修は、構造用合板や筋かいによる補強、屋根の軽量化等により、住宅の耐震性を改善する工事です。

耐震診断結果を受けて、専門家と内容を検討しましょう。

費用はケースにより異なりますが、目安として木造住宅でlw値0.5程度から1.0以上とする場合、150～250万円程度です。

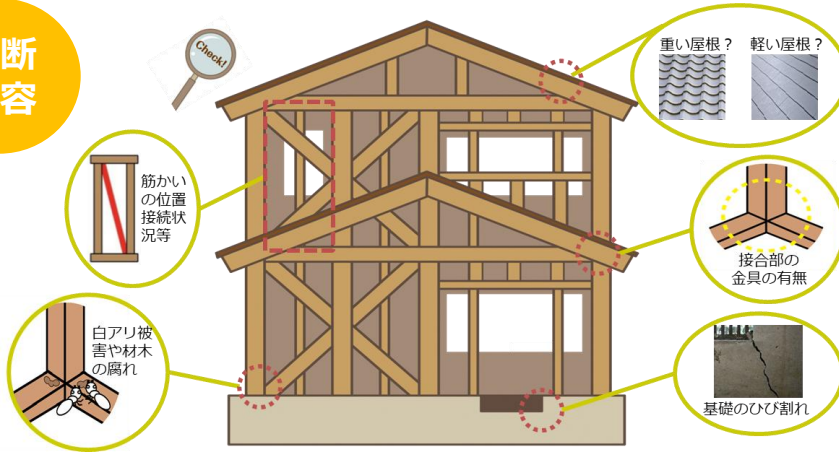
※市では、昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造住宅及び、昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前の基準で建築された木造住宅（在来軸組工法・2階建て以下）に対し、耐震化の費用を助成します。

耐震診断助成制度

助成概要

- 助成額 : **10万円**を上限として耐震診断費用を助成
- 助成対象 : 昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造住宅
: 昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前の基準で建築された在来軸組工法、2階建て以下の木造住宅

診断内容



★詳細は市ウェブサイトでご確認ください

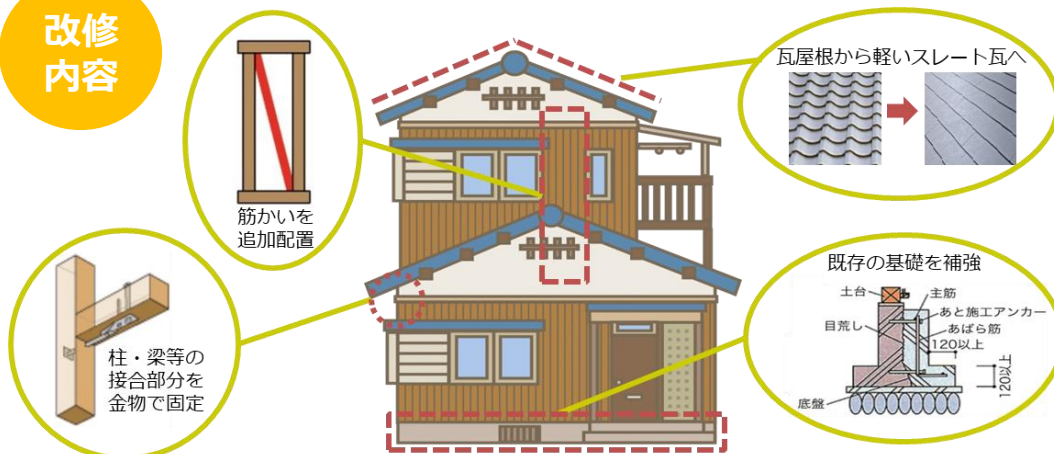


耐震改修等助成制度

助成概要

- 助成額 : **100万円**を上限として耐震改修、解体費用(耐震除却)を助成
- 助成対象 : 耐震診断助成と同様(解体の助成は旧耐震基準のみ対象)
: 耐震診断時の評点が1.0未満で耐震改修後1.0以上となる住宅(耐震改修の場合)
: 耐震診断の際に倒壊の可能性があると判断され、解体を行う旧耐震基準の住宅(解体の場合)

改修内容



★詳細は市ウェブサイトでご確認ください

